

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり

道路での取組



国土交通省道路局

道路の可能性の提示(道路ビジョン2040より)

- 国土交通省道路局では、令和2年6月、今後の道路政策に係るビジョンとして、「2040年、道路の景色が変わる」を発表。
- 将来、予測される様々な「道路の景色」を紹介。



人中心の空間として再編した、
まちのメインストリート



曜日や時間帯に応じて道路空間
の使い方が変わるマネジメント

ビジョン実現に向け、

歩行者利便増進道路を創設

賑わいのある道路空間を構築するための
道路の指定制度

道路法等の一部を改正する法律

R2.5.20 成立

R2.5.27 公布

R2.11.25 施行



地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築

歩行者利便増進道路（ほこみち）

【道路法等の一部を改正する法律案（R2.5.20成立、5.27公布） 11.25施行】

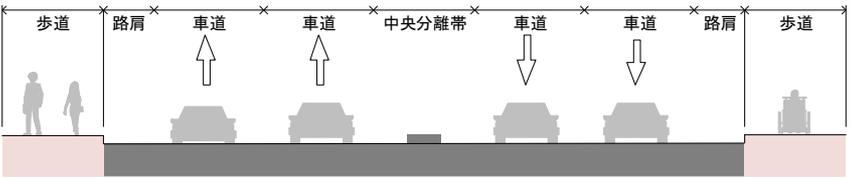
○ 賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- 歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能に

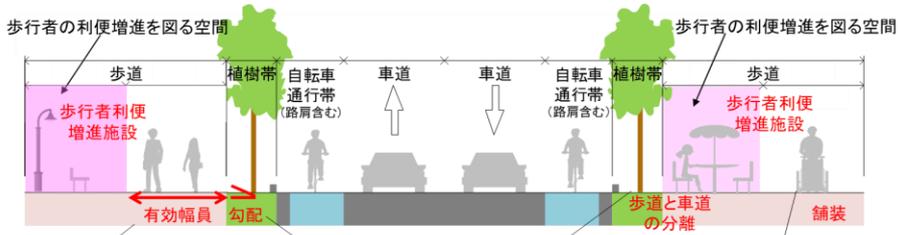
〔新たな構造基準のイメージ〕

〔現行〕



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡幅

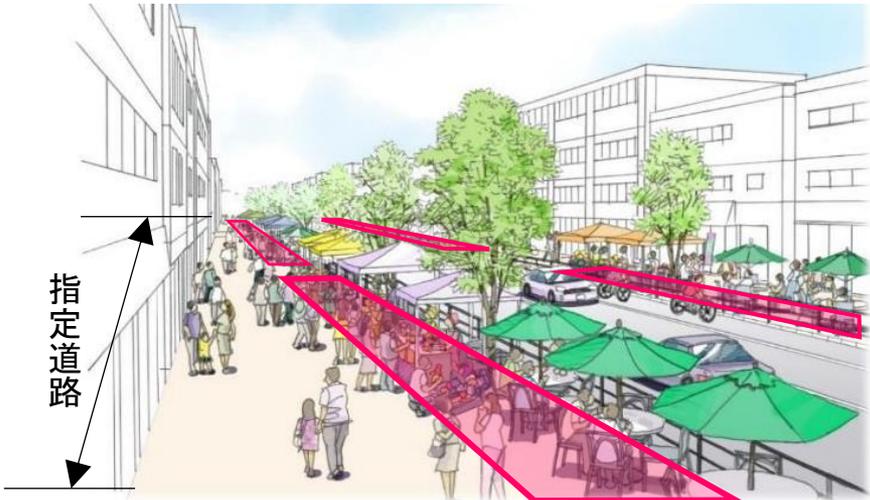
〔改築後〕



<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%） ・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%） 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯や並木や柵の設置 ・縁石の設置 高さ15cm以上 	<p>バリアフリー基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけの良い仕上げとする
--	--	---	---

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- 特例区域では、**占用がより柔軟に認められる**
- 占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



歩行者利便増進道路(ほこみち)制度



新たな占用特例制度

- ・歩行者の利便の増進や、地域の活力の創造といった歩行者利便増進道路の目的をより効率的に達成するため、また、必要に応じて民間事業者等による歩行者利便増進施設等の整備を認めていくために、**占用特例制度**と**公募占用制度**を創設。

■ 占用特例制度

- ・歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域（**利便増進誘導区域**）を指定した場合、当該指定した区域内におけるこれらの施設等の占用については、**占用特例を認める**こととしました。
- ・占用特例とは、対象区域内において、**無余地性の基準にとらわれず**歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができることを意味します。

■ 公募占用制度

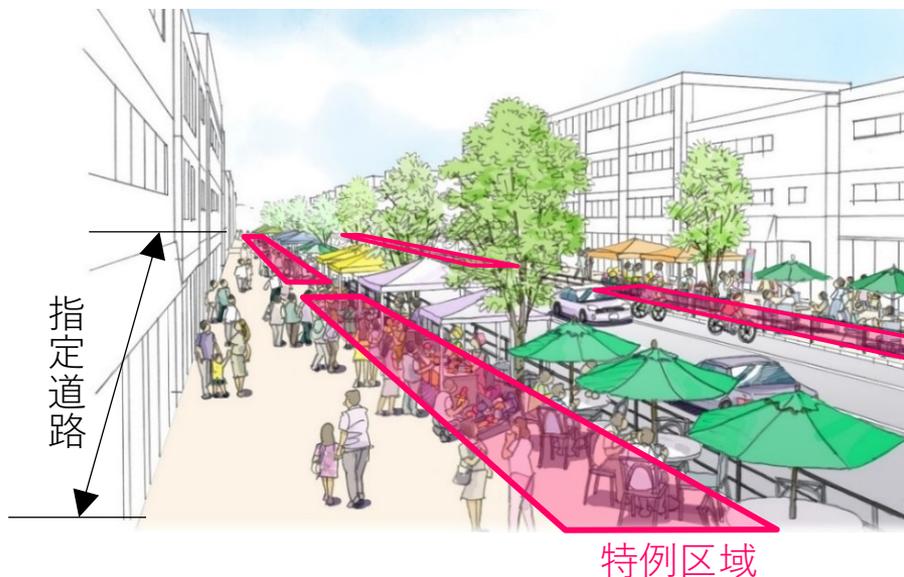
- ・利便増進誘導区域（特例区域）において、公募により占用者を選定することが好ましい歩行者利便増進施設等については、より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導するという観点から、**複数の占用希望者からの提案**を踏まえ、通常道路占用許可（5年）より**長期間（最長20年）**にわたり、より積極的に占用許可を認めることができることとしました。

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度



新たな占用特例制度の特徴（メリット）

- 指定道路内に定めた利便増進誘導区域（特例区域）では、道路占用許可が柔軟に認められます。
⇒“無余地性”の基準が除外され、**カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。**
- 道路空間を活用する者（=占用者）を公募により選定することが可能になります。
この場合には、**最長20年の占用が可能**となります（通常は5年）
⇒**民間の創意工夫を活用した空間づくり**が可能となります。
⇒テラス付きの飲食店など、**初期投資の高い施設も参入しやすくなります。**
⇒従前から占用されている場合等は、公募を行う必要はありません。
（ただし、占用期間は通常どおり）





道路管理者 提供

神奈川県 横浜市内/市道日本大通、国道133号（愛称：日本大通り）



道路管理者 提供

福井県 敦賀市内/国道8号



道路管理者 提供

京都府 京都市内/市道蛸薬師通（愛称：蛸薬師商店街）



道路管理者 提供

熊本県 熊本市内/市道水前寺公園第1号線（愛称：水前寺公園前参道）

歩行者利便増進道路(ほこみち)制度



歩行者利便増進施設の占用料

※直轄国道以外は、各自治体条例の規定等に準用

- ・歩行者利便増進施設等の設置にあわせて道路維持管理への協力が行われる場合、占用料は減額されます。

歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が**道路維持管理の協力**（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合、**占用料の額の90%を減額する**ものとします。

ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用しないものとします。

(参考)歩行者利便増進施設等として認められる物件



歩行者利便増進施設等として認めるかどうかは、
現地状況等を考慮し、各道路管理者で適切に判断してください。

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令 第16条の2
・ 広告塔 ・ ベンチ ・ 街灯 ・ 電飾、提灯、ランプ ・ フラワーポット ・ 音響機材（スピーカーなど）	第1号、第2号 第6号イ
・ 看板 ・ 標識 ・ 旗ざお ・ 幕 ・ アーチ	第1号、第3号 第6号ハ
・ 食事施設 ・ 購買施設 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)	第4号
・ レンタサイクル用の自転車駐車器具	第5号
イベントのために設けられる ・ 露店 ・ 商品置場 ・ ステージ、やぐら、観客席 (テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。)	第6号ロ

※ 緑字は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。

※ 施行令第16条の2 第1号から第5号までに規定されているものは、第6号に規定されていなくても、
イベントのために設けることは可能。

滞在快適性等向上区域と歩行者利便増進道路制度の活用

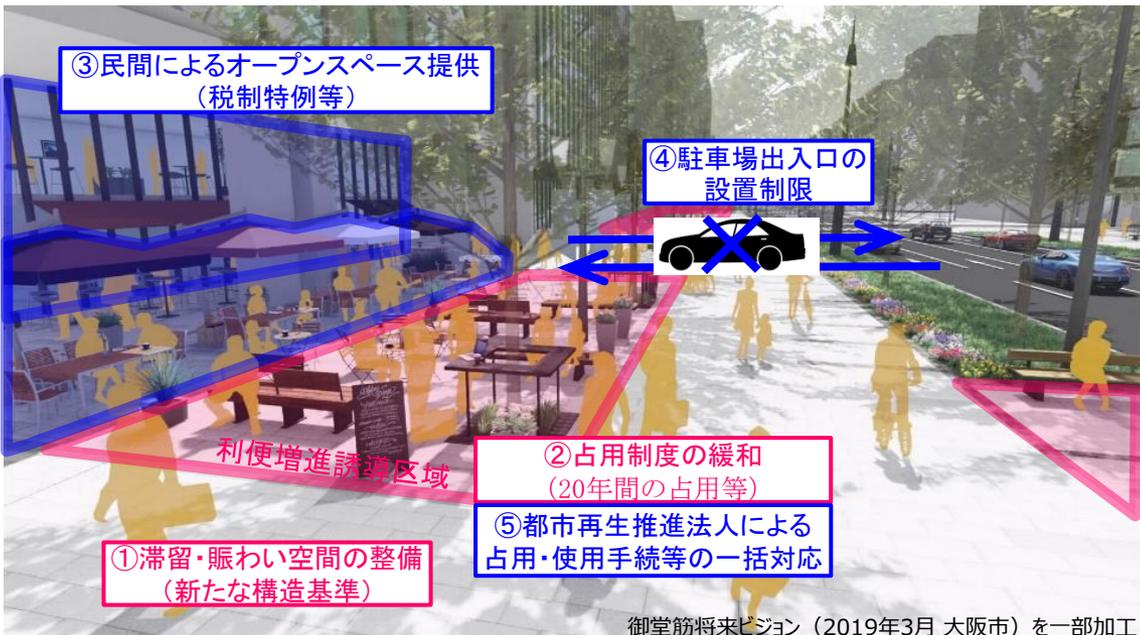
道路管理者は指定の前に、市町村のまちづくり担当者と情報共有や必要な調整を行い、滞在快適性等向上区域(改正都市再生特別措置法)との併用により「居心地が良く歩きたくなる」空間を創出する等、指定の効果をも高めていくことが望まれます。

歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に(通行区間とは別に)歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能
→公共: 交付金による重点支援(国費率の嵩上げ等)
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和
→“無余地性”※1基準の適用が除外され、占用物件が置きやすく
※1) 無余地性＝道路区域外にその占用物件を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準
→実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく(公募占用を行う場合※2。通常は5年。)
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能
→公共: 交付金
民間: 税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



③民間によるオープンスペース提供 (税制特例等)

④駐車場出入口の設置制限

利便増進誘導区域

②占用制度の緩和 (20年間の占用等)

⑤都市再生推進法人による 占用・使用手続等の一括対応

①滞留・賑わい空間の整備 (新たな構造基準)

両制度を併用すると…相乗効果 大

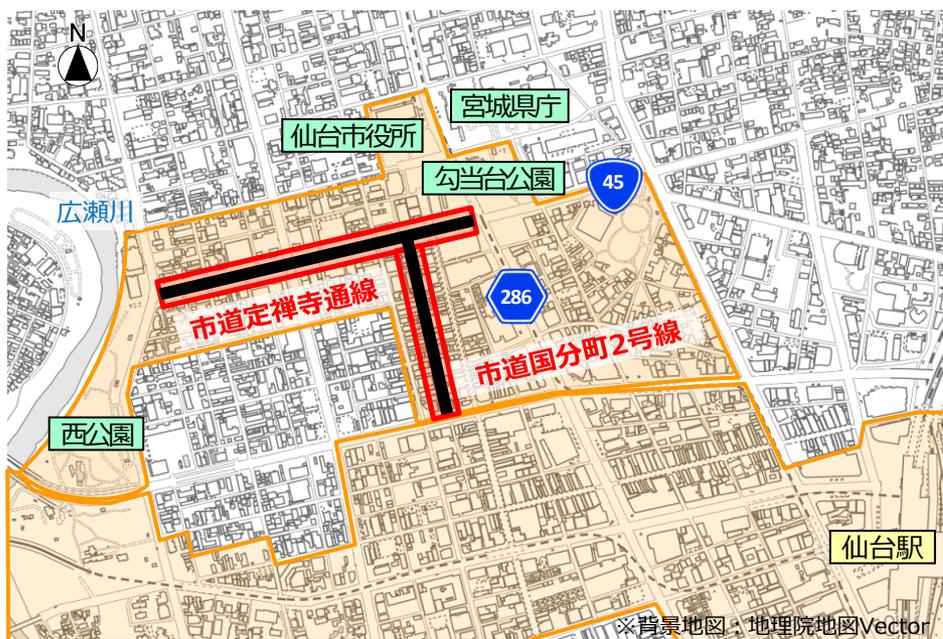
- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。

ウォークブル区域(滞在快適性等向上区域)内にあるほこみちの事例

: 宮城県 仙台市内/市道定禅寺通線 (愛称: 定禅寺通)、市道国分町2号線 (愛称: 稻荷小路)

仙台市

歩行者利便増進道路 滞在快適性等向上区域 事業箇所



賑わいイベントスペース_定禅寺通



休憩スペース (テーブルセット、ベンチ) __定禅寺通



出典: 仙台市提供

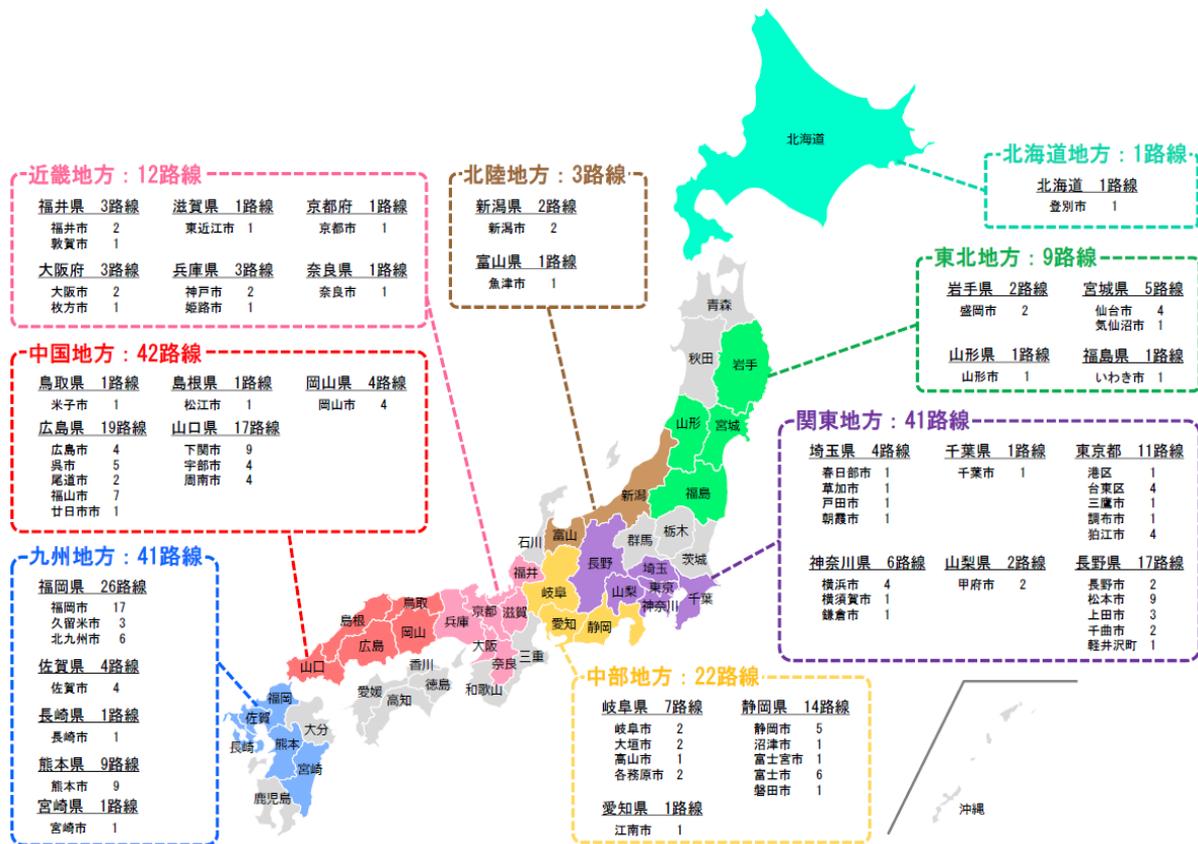
食事スペース_稲荷小路

ほこみち指定の拡大



2020年11月 法施行

2025年3月時点



64 市区町
171 路線

○ほこみち指定箇所一覧(道路局HP)

<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/ichiran.pdf>

ほこみちのとりくみ(事例集)

令和7年3月版に更新しました!



ほこみちのとりくみ

国土交通省 道路局

※本資料は、各地方公共団体及び地方整備局より
提供のあった情報をとりまとめたもの

ほこみちのとりくみ(事例集)

東京都 港区内/特例都道外濠環状線(愛称:新虎通り)



○諸元

※令和6年6月末時点の情報を基に作成

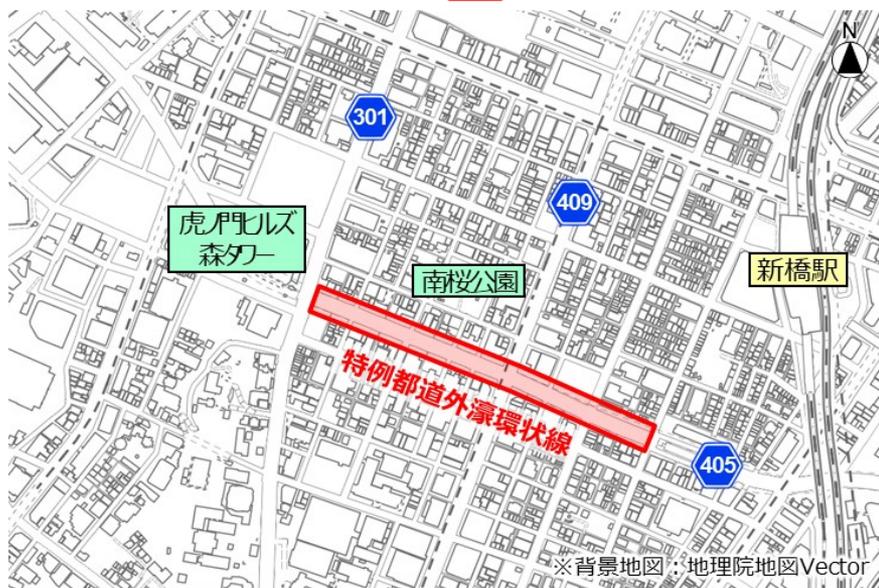
道路管理者	東京都	路線指定日	令和4年10月28日
占用申請者	まちづくり団体(一社)新虎通りエリアマネジメント		
歩行者利便増進施設	ベンチ、食事施設、購買施設、イベントのために設けられるもの、道路内建築物等		

○制度活用の経緯

- ✓ 当路線では、以前から、地域のまちづくり団体が、都市再生特別措置法に基づく道路占用特例等を活用してオープンカフェ等を設置。
- ✓ 歩道等を活用したイベントの開催など、さらなる道路空間の利活用によるまちの賑わい創出に向けて、ほこみち制度を導入。

○歩行者利便増進道路

歩行者利便増進道路(ほこみち)



○通りの活用内容

- ✓ 道路内建築物での飲食店営業や、沿道店舗でのオープンカフェの設置など、日頃から、食事スペースとして活用。



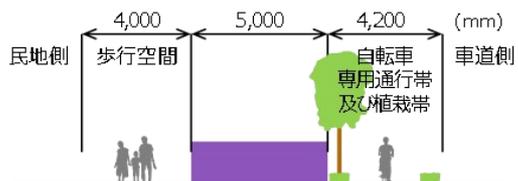
- ✓ 数日間のイベントを年2~3回開催し、キッチンカーや親子で楽しめる遊び場、ストリートファニチャー等を設置。
…新虎ストリートマルシェ など



道路管理者 提供

○標準横断面図

利便増進誘導区域



ほこみちの詳細や全国のほこみちの情報を発信中！

■ほこみちHP

<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/>



歩行者利便
増進道路
-ほこみち-



※ほこみちプロジェクト

ほこみちの推進や上手な使い方の検討・展開のため、ほこみちプロジェクト事務局を立ち上げ、HP開設、イベント実施や相談窓口の設置を行っています。



ほこみち リーフレット



国土交通省道路局HP

https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/hokomichi-leaflet_02.pdf



※ほこみち内に指定された特例区域には、テラスやオープンカフェ等を設置できます。

ほこみちとは

ほこみちは「歩行者利便進道路」の愛称です。道路を歩行者にとって、もっと安心して歩ける楽しく過ごせる「まち」にしたい、そんな願いを込めました。

なにが変わったの？

これまでの通行を中心とした道路から、人の滞在しやすい道路空間になります。ほこみち制度により「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、まちなかの「ほっこり」する空間を創出できます。

point 1

歩行者のためになるモノを歩道におくことができます

ほこみち制度を適用する場所を道路管理者が決めます。ほこみちをきっかけに地域から道路管理者に提案したり、地域でストリートの魅力や可能性を話すきっかけにもなります。

point 2

道路を占有する者を公募できます

道路を占有する者を公募で選定できます。地域の特徴を活かしたアイデアや時流に合わせた創意工夫が生まれやすくなります。

※道路管理者以外の者が道路に物品を設置することを道路法では「占用」といいます。

point 3

長期間の占用ができます

公募した場合、占用期間が最長20年間になりました（通常は最長5年）。ビジネスの可能性を試算しやすくなります。カフェ営業などをしようとした場合、長期的な計画が立てやすくなります。

令和7年9月

歩道と路肩等の柔軟な利活用に関する ガイドライン



● お問い合わせ先 ●

ほこみち・よろず窓口

窓 口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課

連絡先：hqt-hokomichi-sodan@gxb.mlit.go.jp